

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第四章 各政党の農業政策

第五節 日本社会党の農業綱領

(一九四五年一月二日結党大会にて決定)

一、農地制度の根本的改革を行う。この改革は全農民の自作農創設を骨子とし、国有耕地の耕作と共同経営耕地の集団農家をもみとめる。

二、全農民自作農化のため、一定面積以上の地主の土地を一定価格をもって買上げ、国家はこれを原則として現耕作者の希望により順次売却する。一定面積とは自家労力をもって耕作しうる面積を原則とし、また買上価格は現行土地賃貸価格を基準として決定、土地証券をもって支払う。

三、国有耕地を耕作する農家は収穫の四分の一を限度とする小作料を国家に支払う。

四、国営による開墾造成の大面積農耕地は原則として集団農場的指導を行うも、事情によっては自作農家創設のため払い下げる。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)